

国民経済計算審議会基礎資料

総合部会関係

(勘定体系小委員会)

(四半期別分科会)

第三次産業部会関係

昭和40年3月

経済企画庁経済研究所国民所得部

目 次

総合部会関係	1
(勘定体系小委員会関係)	1
国連標準方式の国民所得勘定体系(審議会資料 No.1-3)	3
米国民経済計算審査委員会(ゴールドスミス委員会)の勘定体系試案(審議会資料 No.1-4)	11
米国の国民所得主要勘定(総合部会資料 No.1-1)	25
英国の現行国民所得勘定(" No.1-2)	27
国民所得勘定体系の設計について(勘定体系小委員会報告オ-次案)	31
国民所得勘定体系の設計について(その二)(総合部会資料 No.2-3)	46
勘定体系についての問題と処理案(オ-二回総合部会提出メモ)	55
各部会検討結果の概要と問題点(審議会資料 No.2-2)	58
勘定体系案に対する各部会の修正意見(" No.2-4)	66
勘定体系合同小委員会における検討結果について(勘定体系合同小委員会資料)	72
勘定体系における検討事項(総合部会小委員会検討資料 No.2)	74
SNAの改訂に関する意見	76
国民所得勘定体系の改訂について	82
国民所得勘定の国際標準方式(OECD事務局案)	102
(四半期別分科会関係)	117
四半期別国民所得統計の改善 — 特に速報化と季節調整に関連して — (四半期別分科会資料 No.1-1)	119
在庫投資の推計方法の検討(四半期別分科会資料 No.5-1-2)	121
四半期別国民所得統計の現行推計方法(四半期別分科会資料 No.1-2)	131
四半期別国民所得統計の季節調整について(四半期別分科会資料 No.1-3)	141

四半期別国民所得暫定推計と年度報の四半期別統計との比較(四半期別分科会資料 No.1-4)	178
四半期別国民所得統計の季節調整方法に関する覚え書(馬場正雄専門委員)	181
季節変動調整について(竹下文雄委員)	183
四半期別国民所得統計の改善についてのメモ(開銀調査部)(四半期別分科会資料 No.2-2)	184
四半期別暫定国民所得統計と年度確定報告の四半期別統計との推計方法の相違(四半期別分科会資料 No.2-1)	186
物的方法による昭和35~37年の四半期別国内総固定資本形成の推計値とその検討表(" No.4-1)	191
民間投資関連指標の動き(四半期別分科会資料 No.1-5)	203

第三次産業部会関係	229
概念・表章形式関係	225
第3次産業所得推計にかんする主な問題点について(第3次産業部会資料 No.1-1)	227
産業分類の比較(才3次産業部会資料 No.2-1)	236
国民所得に含まれる帰属サービスの範囲およびその配分について(金融保険小委員会資料)	239
産業別国民所得(要素費用表示の国内純生産)3次産業部門案(表章形式小委員会資料)	242
金融機関生産物をめぐる帰属措置について(才3次産業部会 No.3-1)	245
金融機関生産物をめぐる帰属措置について川口試案に対する各委員のコメント(才3次産業部会 No.3-3)	252
帰属利子の取扱いに関する検討事項(才3次産業部会 No.4-1)	255
推計方法関係	261
金融保険業部門の産出配分表(才3次産業部会 No.2-3)	263
「金融保険業部門の産出・配分表」の推計方法(才3次産業部会 No.2-4)	265
産業連関表との関係	269
昭和35年産業連関表における第3次産業部門の推計方法要旨(才3次産業部会 No.1-7)	271
昭和35年産業連関表における第3次産業部門の国内国民所得(才3次産業部会 No.2-2)	284

昭和30年産業連関表における産業連関表と国民所得統計の産業別国内国民所得比較(才三次産業部会 No.2-5)	285
産業別国民所得(才三次産業)(才三次産業部会資料 No.4-2)	291
昭和35年産業連関表における第三次産業部門の国内国民所得(才三次産業部会資料 No.4-3)	293

総 合 部 会 関 係

(勘定体系小委員会)

国連標準方式の国民所得勘定体系

(審議会資料 No.1-3)

I 国連標準勘定

勘定1. 国内生産

1.1 要素費用による国内総生産(2.9)	1.5 民間消費支出(4.1)
1.2 国内固定資本減耗引当(3.4+4.1+5.12)	1.6 一般政府消費支出(5.1)
1.3 間接税(5.8)	1.7 国内総固定資本形成(3.1)
1.4 (控除)補助金-(5.2)	1.8 在庫増加(3.2)
	1.9 財貨・サービスの輸出(6.1)
	1.10 (控除)財貨・サービスの輸入-(6.4)
市場価格による国民総生産	国内総生産にたいする支出

勘定2. 国民所得

2.1 雇着報酬(4.7)	2.9 要素費用による国内総生産(1.1)
2.2 非法人企業による所得(4.8)	2.10 海外からの総要素所得(6.2)
2.3 財産による所得(4.9)	
2.4 法人貯蓄(3.3)	
2.5 法人にたいする直接税(5.9)	
2.6 一般政府の財産・企業による貯蓄(5.6)	
2.7 (控除)公債利子(5.7)	
2.8 (控除)消費者負債利子-(4.2)	
国民所得	要素費用による国民総生産

勘定3. 国内資本形成

3.1 国内総固定資本形成(1.7)	3.3 法人貯蓄(2.4)
3.2 在庫増加(1.8)	3.4 法人の固定資本減耗引当(1.2*)
	3.5 法人への純資本トランスファー (5.14+6.8-4.15)
	3.6 $\frac{\text{法人の純借入}-(4.18+5.19+6.11)}{\text{法人の総資本形成のファイナンス}}$
	3.7 民間非法人部門の総資本形成のファイナンス(4.12)
	3.8 公共非法人部門の総資本形成のファイナンス(5.13)
国内総資本形成	国内総資本形成のファイナンス

*印は、関連項目の一部であることをしめす。

勘定4. 家計と民間非営利団体

經常勘定	
4.1 消費支出(1.5)	4.7 雇着報酬(2.1)
4.2 消費者負債利子-(2.8)	4.8 非法人企業による所得(2.2)
4.3 直接税(5.10)	4.9 財産による所得(2.3)
4.4 一般政府へのその他の經常トランスファー(5.11)	4.10 一般政府からの經常トランスファー(5.3)
4.5 海外への經常トランスファー	4.11 海外からの經常トランスファー(6.3*)
4.6 貯蓄(4.13)	
所得の処分	家計と民間非営利団体の所得

資本調整勘定	
4.12 民間非法人部門の純資本形成 のファイナンス (3.7)	4.13 貯蓄 (4.6) 4.14 固定資本減耗引当 (1.2*) 4.15 法人からの純資本トランス ファー (3.5*) 4.16 一般政府からの純資本ト ランスファー (5.15) 4.17 海外からの純資本トランス ファー (6.9) 4.18 純借入 - (3.6+5.17+6.11)
支 払	受 取

*印は関連項目の一部であることをしめす。

勘定5. 一般政府

経常勘定	
5.1 消費支出 (1.6) 5.2 補助金 - (1.4) 5.3 家計への経常トランスファー (4.10) 5.4 海外への経常トランスファー (6.5) 5.5 貯蓄 (5.16)	5.6 財産・企業による所得 (2.6) 5.7 (控除) 公債利子 (2.7) 5.8 間接税 (1.3) 5.9 法人にたいする直接税 (2.5) 5.10 家計にたいする直接税 (4.3) 5.11 家計からのその他の経常ト ランスファー (4.4) 5.12 海外からの経常トランスファー (6.3*)
経常収入の処分	経常収入

*印は関連項目の一部であることをしめす。

資本調整勘定	
5.13 公共非法人部門の純資本形 成のファイナンス (3.8) 5.14 法人への純資本トランスファー (3.5*) 5.15 民間非法人部門への純資本 トランスファー (4.16)	5.16 貯蓄 (5.5) 5.17 固定資本減耗引当 (1.2*) 5.18 海外からの純資本トランス ファー (6.10) 5.19 純借入 - (3.6+4.18+6.11)
支 払	受 取

*印は関連項目の一部であることをしめす。

勘定6. 対外取引 (外国勘定)

経常勘定	
6.1 財貨・非要素サービスの輸出 (1.9) 6.2 海外からの純要素所得 (2.10) 6.3 海外からの経常トランスファー (4.11+5.12)	6.4 財貨・非要素サービスの輸入 - (1.10) 6.5 海外への経常トランスファー (4.5+5.4) 6.6 経常勘定における国民の余剰 (6.7)
経常受取	経常受取の処分
資本調整勘定	
6.7 経常勘定における国民の余剰 (6.6) 6.8 海外から法人への純資本ト ランスファー (3.5*) 6.9 海外から家計への純資本ト ランスファー (4.17) 6.10 海外から一般政府への純資 本トランスファー (5.18)	6.6 海外への純貸付 - (3.16+4.18 +5.19)
受 取	支 払

*印は関連項目の一部であることをしめす。

II 国連標準表

表I 国民総生産にたいする支出

1. 民間消費支出
2. 一般政府消費支出
3. 民間企業の総固定資本形成
4. 公共法人の総固定資本形成
5. 政府企業の総固定資本形成
6. 一般政府の総固定資本形成
7. 在庫増加
消費と総資本形成にたいする支出
8. 財貨・サービスの輸出
国内総生産と輸入にたいする支出
9. (控除) 財貨・サービスの輸入
国内総生産にたいする支出
10. 海外からの総要素所得支出
国民総生産にたいする支出

表II 要素費用による国内総生産の産業別源泉

1. 農業、林業、狩猟業および漁業
a. 農業および畜産
b. 林業および伐木輸出
c. 狩猟、民衆および増殖

d. 漁業
2. 鉱業および採掘業
a. 石炭
b. 金属
c. 原油および天然ガス
d. 採石、粘土および砂
e. その他の非金属鉱業および採掘
3. 製造業
a. 食料
b. 飲料
c. たばこ
d. 繊維
e. その他の衣類および繊維製品
f. 木およびゴルフ製品(家具を除く)
g. 家具および造作
h. 紙および紙製品
i. 印刷、出版および関連産業
j. 皮革および皮製品(履物を除く)
k. ゴム製品
l. 化学および化学製品
m. 石油・石炭製品
n. 非金属鉱物製品(石油・石炭製品を除く)

o. 第一次金属精煉
p. 金属製品(機械および輸送用機器を除く)
q. 機械(電気機械を除く)
r. 電気機械、装置、器具および備品
s. 輸送用機器
t. その他の製造業
4. 建設業
5. 電気、ガス、水道および衛生業
a. 電灯および電力
b. ガス製造および供給
c. 蒸気熱および蒸気動力、水道および衛生
6. 運輸、倉庫および通信業
a. 水上輸送
b. 鉄道輸送
c. その他の輸送および倉庫
d. 通信
7. 卸売および小売業
a. 卸売
b. 小売
8. 銀行、保険および不動産業
a. 銀行およびその他の金融機関
b. 保険

- c. 不動産
- 9. 住宅所有
- 10. 行政および国防
- 11. サービス
 - a. 教育
 - b. 医療および保健
 - c. リクリエーションおよび娯楽
 - d. 家事
 - e. 旅館および食堂
 - f. 洗濯、理髪およびその他の対個人サービス
 - g. 宗教団体、福祉機関、法律業務、商業団体等

要素費用による国内総生産

表Ⅲ 組織体別国民所得

- 1. 民間企業
 - a. 農業および畜産
 - (i) 雇用者報酬
 - (ii) 法人営業剰余
 - (iii) 非法人企業営業剰余
 - b. その他の産業
 - (i) 雇用者報酬
 - (ii) 法人営業剰余
 - (iii) 非法人企業営業剰余

(6)

- 2. 公共法人
 - a. 雇用者報酬
 - b. 営業剰余
- 3. 政府企業
 - a. 雇用者報酬
 - b. 営業剰余
- 4. 家計および民間非営利団体
- 5. 一般政府
- 6. 海外からの純要素所得支払

国民所得

表Ⅳ 国民所得の分配

- 1. 雇用者報酬
 - a. 賃金、俸給
 - b. 軍隊の給与および手当
 - c. 社会保障雇主負担
- 2. 農業、専門職業およびその他の非法人企業より家計が受取る所得
 - a. 農業所得
 - b. 専門職業者の所得
 - c. その他の非法人企業所得
- 3. 家計および民間非営利団体が受取る財産所得
 - a. 賃貸料

- b. 利子
- c. 配当
- d. 法人から家計および民間非営利団体へのトランスファー
- 4. 法人貯蓄
 - a. 民間法人の貯蓄
 - b. 公共法人の貯蓄
- 5. 法人にたいする直接税
 - a. 民間法人
 - b. 公共法人
- 6. 一般政府の財産・企業による所得
 - a. 政府企業の利潤
 - b. 賃貸料、利子および配当
- 7. (控除) 公債利子
- 8. (控除) 消費者負債利子

国民所得

表Ⅴ 国内総資本形成のファイナンス

- 1. 固定資本減耗引当
 - a. 民間企業
 - b. 公共法人
 - c. 政府企業
 - d. 一般政府
- 2. 貯蓄

<ul style="list-style-type: none"> a. 一般政府の貯蓄 <ul style="list-style-type: none"> (i) 中央政府 (ii) 州政府 (iii) 地方政府 (iv) 社会保障基金 b. 公共法人の貯蓄 c. 民間法人の貯蓄 d. 家計および民間非営利団体の貯蓄
3. 経常勘定における国民の赤字
国内総資本形成

表VI 国内総資本形成の内訳

A. 資本財種類別
1. 固定資本形成
<ul style="list-style-type: none"> a. 土地 b. 住宅 c. 非住宅用建物 d. その他の建設および工事 e. 輸送用機器 f. 機械およびその他の設備
2. 在庫増加
<ul style="list-style-type: none"> a. 原材料 b. 仕掛品 c. 完成品

国内総資本形成
B. 産業用途別
1. 固定資本形成
<ul style="list-style-type: none"> a. 農業, 林業および水産業 b. 鉱業および採掘業 c. 製造業 d. 建設業 e. 電気, ガスおよび水道業 f. 運輸, 倉庫および通信業 g. 卸売および小売業 h. 銀行, 保険および不動産業 i. 住宅所有 j. 行政 k. サービス業
2. 在庫増加
<ul style="list-style-type: none"> a. 農業, 林業および水産業 <ul style="list-style-type: none"> (i) 畜産 (ii) その他 b. 鉱業, 製造業および建設業 c. 卸売業 d. 小売業 e. 行政および国防 f. その他
国内総資本形成

C. 購入者別
1. 固定資本形成
<ul style="list-style-type: none"> a. 民間企業 b. 公共法人 c. 政府企業 d. 一般政府
2. 在庫増加
<ul style="list-style-type: none"> a. 民間企業 b. 公共法人 c. 政府企業 d. 一般政府
国内総資本形成

表VII 家計および民間非営利団体の収支

1. 雇明者報酬
2. 財産・企業による所得
3. (控除) 消費者負債利子
4. 一般政府からの経常トランスファー
5. 海外からの経常トランスファー
所得
6. 消費支出
7. 直接税
8. 一般政府へのその他の経常トランスファー
9. 海外への経常トランスファー

支 出
10. 貯蓄
11. 民間非法人部門の固定資本減耗引当
12. 資本トランスファー純受取
13. (控除)民間非法人部門の総資本形成のファイナンス
純貸付

表Ⅷ 民間消費支出の内訳

1. 食料
a. パンおよび穀物
b. 肉
c. 魚
d. 牛乳、チーズおよび卵
e. 油脂
f. 果物および野菜
g. 砂糖、かん・びん詰および菓子
h. コーヒー、茶、ココア等
i. その他の食品
2. 飲料
a. 非アルコール飲料
b. アルコール飲料
3. たばこ
4. 衣料、その他身用品

(4)

a. 履物
b. 履物以外の衣服
c. その他の身用品
5. 賃貸料、地方税および水道料
6. 光熱
7. 家具、設備および家庭用具
a. 家具および設備
b. 家庭用具
8. 家計
a. 家事労働
b. 家庭用消耗品
c. 家計管理
9. 化粧および保健
a. 化粧
b. 保健
10. 交通および通信
a. 個人輸送機器
b. 個人輸送器の運転
c. 交通費支払
d. 通信
11. リクリエーションおよび娯楽
a. 娯楽
b. 旅館、食堂および喫茶
c. 書籍、新聞および雑誌

d. その他のリクリエーション
12. 雑サービス
a. 金融的サービス
b. 教育および研究
c. その他のサービス
13. (控除)海外への現物贈与(純)
国内市場における民間消費支出
14. 居住者の海外における支出
15. (控除)非居住者の国内支出
家計と民間非営利団体の消費支出

表Ⅸ 一般政府の収支

1. 財産・企業による所得
2. (控除)公債利子
3. 間接税
4. 法人にたいする直接税
5. 家計と民間非営利団体にたいする直接税
a. 社会保障にたいする負担総額
b. その他の直接税
6. 家計と民間非営利団体からのその他の經常トランスファー
7. 海外からの經常トランスファー
經常収入
8. 消費支出

9. 補助金
10. 家計と民間非営利団体への経常トランスファー
ア-
a. 教育および研究
b. 保健
c. 社会保障および扶助
d. その他のトランスファー
11. 海外への経常トランスファー
経常支出
12. 貯蓄
13. 公共非法人部門における固定資本減耗引当
14. 海外からの資本トランスファー純受取
15. 家計と民間非営利団体からの資本トランスファー
a. 遺産相続税等
b. 資本課税
c. その他
16. 法人からの資本トランスファー
17. (控除) 家計と民間非営利団体への資本トランスファー
18. (控除) 法人への資本トランスファー
19. (控除) 公共非法人部門の総資本形成のファイナンス
純貸付

表X 一般政府消費支出の内訳

A. 支出形態別
1. 雇用者報酬
a. 賃金・俸給
b. 軍隊の給与および手当
2. 企業および海外からの購入
a. 軍事目的
b. 文治目的
3. (控除) 家計および企業による購入
一般政府消費支出
B. 目的別
1. 一般行政
2. 防衛
3. 司法および警察
4. 教育および研究
5. 保健
6. 特殊厚生
7. 交通・通信
8. その他のサービス
一般政府消費支出
C. 機関別
1. 中央政府
2. 州政府
3. 地方政府

ク. 社会保障基金
一般政府消費支出
表XI 国際取引
1. 財貨・非要素サービスの輸出
f o b 建商品輸出
(加算) 運賃・保険料の居住者受取額
(加算) または (控除) その他の調整
a. 輸出, 運賃および保険料 (国際収支表の f o b ベース)
b. その他の運輸
c. 旅客運賃
d. 旅行
e. その他の非要素サービス
2. 要素サービス
a. 投資所得
b. その他の要素サービス
3. 海外からの経常トランスファー
a. 家計と非営利団体へ
b. 一般政府へ
経常受取
ク. 財貨・非要素サービスの輸入
c i f 建商品輸入
(控除) 運賃・保険料の居住者への支払額

(加算) または (控除) その他の調整

- a. 輸入、運賃および保険料 (国際収支表の fob ベース)
- b. その他の運賃
- c. 旅客運賃
- d. 旅行
- e. その他の非要素サービス
- 5. 要素サービス
 - a. 投資所得
 - b. その他の要素サービス
- 6. 海外への経常トランスファー
 - a. 家計と非営利団体から
 - b. 一般政府から

経常受取の区分

- 7. 経常勘定における国民の剰余
- 8. 海外からの資本トランスファー
 - a. 家計と非営利団体へ
 - b. 一般政府へ
- 9. 海外から法人への国際トランスファー
- 10. (控除) 海外への資本トランスファー
 - a. 家計と非営利団体から
 - b. 一般政府から
- 11. (控除) 法人から海外への国際トランスファー

海外への総貸付